

勧告の解説

日本における人種差別撤廃を目指して



2018年11月

作成: 人種差別撤廃 NGO ネットワーク(ERD ネット)

目 次

ページ番号

■はじめに		3	
■解説			
総括所見			
パラ番号	<u>テーマ</u>	<u>問題</u>	
12	第4条に対する留保	4条(a)(b)項留保の撤回	4
14	ヘイトスピーチとヘイトクライム	ヘイトスピーチ解消法の対象拡大	5
		ヘイトスピーチの禁止と制裁	6
		ネットなどのメディア対策	7
		公人の責任	8
		ヘイトクライム対策	9
		包括的差別禁止法と行動計画	10
18	琉球・沖縄の人びとの状況	琉球・沖縄の女性への暴力からの保護	11
		琉球・沖縄の人びとの権利保護の措置	12
20	部落民の状況	「世系」の解釈、部落差別解消推進法	13
22	在日コリアンの状況	在日外国人、とりわけコリアンの地方参政権	14
		外国籍公務員の任用と昇進の制限	15
		外国籍教員の任用と昇進の制限	16
		朝鮮学校で学ぶ子どもたちの教育権	17
26	女性に対する交差的差別と暴力	先住民族、部落、コリアン女性と交差的差別	18
30・34	移住者および市民でない者の状況	移住者・在日コリアンへの社会的差別	19
32	外国人技能実習制度	外国人技能実習制度	20
34	市民でない者の状況	永住外国人の出入国の権利	21
■作成団体一覧		22	
■資料			
人種差別撤廃委員会	日本の第 10・第 11 回合同定期報告書に関する総括所見（日本語訳）	23	

はじめに

2018年8月、国連人種差別撤廃委員会による日本審査がジュネーブで行われました。1995年に日本が人種差別撤廃条約に加入してから4回目の審査となりました。日本政府が提出した第10・11回合同定期報告書を基に、委員会は2日間にわたり日本政府代表団と対話形式による審査を行いました。それを踏まえて委員会が採択した総括所見（最終見解）は、条約実施の肯定的側面と人種差別の諸課題に対する懸念と勧告から構成されます。

日本における人種差別の問題は、近年大きな関心を集めてきたヘイトスピーチの問題を含み、アイヌ民族や琉球・沖縄の人びとといった先住民族、部落民、在日コリアン、移住者、難民、外国人などの被差別コミュニティが直面するさまざまな人権問題です。条約の監視機関である国連人種差別撤廃委員会は、政府の報告書と並行して、市民社会組織、すなわちNGOからの報告も重要な情報として参考にします。日本における人種差別の問題に取り組んでいるNGOの集まりである人種差別撤廃NGOネットワーク（ERDネット）は、報告書の提出および審査の傍聴を通して、今回の審査にも積極的に関わりました。

この解説書は、今回の総括所見の内容について、審査に関わったNGO諸団体が、問題の背景と勧告に至る経緯を踏まえて説明するものです。勧告についてより理解を深め、勧告が示すさまざまな措置の実施について検討や議論を始める土台になることを目指して、本書を作成しました。巻末にある総括所見を併せてご覧になれば、より包括的に問題を捉えていただけます。

本書で取りあげている勧告の課題は、次ページの目次をご参照ください。また、本解説書の作成に関わったNGOの一覧は巻末に紹介しています。

最後になりましたが、日本における人種差別撤廃を目指すうえで欠かすことができないのは、人種差別を禁止する法制度の整備と独立した国内人権機関の設置です。この基本的で原則的な課題について、今回の審査においてもとりあげられ、制定および設置を促す勧告が総括所見に盛り込まれました。本書でとりあげているすべての人種差別の問題の解決にとって、これら二つは欠かすことのできない要件であることをあらためて強調します。

本書が有効に活用されることを願っています。

人種差別撤廃NGOネットワーク（ERDネット）

2018年11月

I. テーマ： 第4条に対する留保

第4条 (a) (b) 項留保の撤回

II. 励告内容

パラグラフ 12 <抜粋>

人種差別撤廃委員会による人種主義的ヘイトスピーチと闘う一般的勧告 35 (2013 年) を想起し、委員会は、締約国が条約第 4 条に対する留保を撤回する可能性を検討し、この留保の正確な効果に関して委員会に情報を提供するよう勧告する。

III. 勧告までの経緯

1. 人種差別撤廃条約第 4 条は、以下のように規定する。

(a) 項①人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布②人種差別の扇動③いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為④その行為の扇動⑤人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供が法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること

(b) 項⑥人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動⑦このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。

日本は 1995 年の加入時より現在に至るまでこの 2 項を留保したままである

2. 人種差別撤廃委員会による「人種主義的ヘイトスピーチと闘う一般的勧告 35 (2013 年) のパラグラフ 12 では、4 条(a) (b) 項で書かれていることすべてを刑事規制することは求めていない。むしろ、犯罪化するものは重大なものに留め、そうでないものについては、民事又は行政規制をし、さらにそこまでに至らないものは社会的に抑制すべきとしている。

3. 今回の審査でも、「(ヘイトスピーチが減少傾向にない事実を踏まえて) 留保撤回を検討できないのか?」という委員会の質問に対し、政府代表は次のように答えた。

「4 条 (a) (b) の規定が定める概念には、様々な場面における様々な態様の行為を含む非常に広いものが含まれる可能性があると考えています。それらの全てにつき現行の国内法制度を超える刑罰法規をもつて規制することは、その制約の必要性や処罰範囲の明確性に問題があると考えています。・・・今の日本が、この留保を撤回して、正当な言論までも不當に萎縮させる危険を冒してまで追加的な処罰立法等の措置をとることを検討しなければならないような状況になっているとは考えていません。」

4. 冒頭にあるように、委員会は、「撤回の可能性を検討する」そして「撤回した場合の効果について調べる」よう勧告している。上記 3 の政府代表の答弁には、「・・・可能性があると考えている。・・・問題があると考えている」とあるが、この発言から政府は何らかの検討をしたようにとれる。もし、検討したのであれば、どのレベルでどのようにを行い、どのような結果がでたのかを示してほしい。検討をしていないのであれば、どの限度なら憲法と抵触しないのかも含み、留保の撤回を速やかに検討するべきだ。

IV. 問題の背景

上記 III の 1 で示したように、4 条には、①ないし⑦の行為形態が規定されている。仮に留保するとしても、これらの行為形態すべてに留保が必要なのか、表現の自由と両立する規制の限界を一つずつ丁寧に検討し、それを委員に報告することが求められていたはずである。例えば、少なくとも、「朝鮮人を皆殺しにしろ」などの特定民族に対する暴力行為 (③) 及びその扇動 (④) が違憲になるとは考え難い。それにもかかわらず、政府は前回と同様の報告を繰り返すだけであり、不十分な対応であった。

I. テーマ：ヘイトスピーチとヘイトクライム ヘイトスピーチ解消法の保護対象の拡大

II. 勧告内容

パラグラフ 13(a) 法律の適用範囲はあまりにも狭く、“日本に適法に居住する”人びとに向けたヘイトスピーチに限定されており、締約国の民族的マイノリティには非常に限定された救済措置しか提供できていないこと。

パラグラフ 14(a) ヘイトスピーチ解消法を、適切な保護範囲をもつものとし、あらゆる人に対するヘイトスピーチを対象に含め、民族的マイノリティに属する人に十分な救済を提供することを確保するよう改正すること。

III. 勧告までの経緯

1. ヘイトスピーチ解消法の保護の対象は、「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」(2条)に限定されており、法案審議段階で、野党、弁護士会、NGOから人種差別撤廃条約1条1項が保護事由とする「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身」とすべきこと、特に適法居住要件は、非正規滞在者への差別を拡大するもので、人種差別撤廃委員会の一般的勧告30に反し、必ず委員会から批判されると指摘されていた。
2. 今回の審査において、日本政府報告書のレポーターであるマーク・ボスィート委員の報告の内容に、解消法の適法居住要件批判が入っていた。また、委員から、解消法の適用対象が狭すぎるとの意見が出た。

IV. 問題の背景

1. 2000年代後半から急速に広がったヘイトスピーチの主要なターゲットはコリアンと中国人であったが、それ以外の、難民なども含む外国にルーツをもつ人々も攻撃の的であった。最初に社会的に注目された差別主義団体による排外主義デモのターゲットは非正規滞在のフィリピン人の女子高校生だった(2009年4月)。また、被差別部落の人々、アイヌ民族、琉球・沖縄の人々も対象となっていた。よって立法事実は法制定時からあり、当事者からの要請もあった。
2. しかし、条文案は修正されず、衆参両院の附帯決議及び成立後の参議院法務委員会の「ヘイトスピーチに関する決議」で、保護の対象は解消法2条の定義するものに限定されないと表明されたのみであった。
3. 解消法制定後、地方公共団体におけるヘイトスピーチ集会に対する公共施設の利用制限がなされたり、東京都をはじめとするヘイトスピーチ対策を含む条例づくりが進みつつあるが、それらの内容は解消法2条の定義を基準としており、適法居住要件がついており、その点について見れば非正規滞在者への差別が拡大してしまっている。

I. テーマ：ヘイトスピーチとヘイトクライム ヘイトスピーチの禁止と制裁

II. 勧告内容

パラグラフ 13(b) 法律通過の後でさえ、締約国において、特にデモ参加者が在日コリアンなどの民族的マイノリティ集団に対する暴力的なヘイトスピーチを使う集会などにおいて、ヘイトスピーチと暴力の扇動は続いていること、

パラグラフ 14(c) 表現と集会の自由に十分に考慮しつつ、集会中に行われるヘイトスピーチおよび暴力の扇動の使用を禁止すること、ならびに加害者に制裁を科すことを確保すること。

III. 勧告までの経緯

- 委員会は前回 2014 年の総括所見でも、ヘイトスピーチを禁止すべき、特に刑事規制すべきと勧告していた（パラグラフ 10 及び 11）
- ヘイトスピーチ解消法案審議の際、禁止規定を入れるか否か国会で激しい議論があり、当事者及び NGO から禁止規定をいれるよう強い要請があったが、最終的には前文で「許されない」とはあるものの、禁止規定は入らなかった。
- 解消法成立後もヘイトスピーチは続いている現状を NGO は委員会に報告した。
- 委員会の審査においては、審査の 2 日目、日本政府の答弁を聞いた上で、ニコラス・マルガン委員から、「ヘイトスピーチを許さないとあるが、どうやって許さないのか、それがわからぬい。」という質問がなされた。

IV. 問題の背景

- ヘイトスピーチ解消法後、ヘイトデモの回数は半減し、ヘイトスピーチの内容もトーンダウンするなど、一定の効果はあった。しかし、届け出の要らないヘイト街宣の回数は変わらず、公人の暴言、ネット上のヘイトスピーチ、マスコミや出版物などにおけるヘイトスピーチには歯止めがかかっていない。ヘイトデモの回数は減ったが、東京に集中し、新宿、銀座、浅草などで毎月 1、2 回はデモが続いている。また、ヘイトデモ参加者も、解消法に違反しても何の制裁もないことが知れ渡り、内容も解消法制定前の露骨で激しい表現に戻りつつある。
制定前の予想通り、禁止規定も制裁もないままでは実効性が極めて弱いことが事実として明らかになっている。
- 警察庁は 2016 年 6 月 3 日の解消法施行日に、ヘイトスピーチ及び「これに伴う活動について違法行為を認知した場合には厳正に対処する」との通達を出した。しかし、ヘイトデモの現場で、抗議する人たちに対する暴行が行われることがときどきあるが、警察はほとんど逮捕などの厳正な対処をしていない。
- 解消法成立直後の 2016 年 7 月の都知事選において、在特会元会長（現・日本第一党党首）が立候補し、選挙活動に名を借りて民団前などでヘイト街宣を行ったが、一切止める法的手段はなく、やりたい放題であった。これに味をしめ、日本第一党は来年 4 月の統一地方選挙に 15 人の立候補者を立てると表明している。これに法的に歯止めをかけるためには、ヘイトスピーチの禁止と制裁条項が不可欠であり、緊急の課題である。

I. テーマ：ヘイトスピーチとヘイトクライム インターネット上及びメディアにおけるヘイトスピーチ対策

II. 効果内容

- パラグラフ 14(d) 自主規制的な機構の設置を含む、インターネット上およびメディアにおけるヘイトスピーチと闘うための効果的措置をとること、
(e) 次回の定期報告書において、メディアにおいて広がっている人種差別および人種主義的暴力への扇動の防止に関する放送法などの措置の実施および効果について、詳細な情報を提供すること。

III. 効果までの経緯

1. 人種差別撤廃委員会（以下、委員会）は、2014 年の総括所見で「インターネットを含むメディアにおけるヘイトスピーチと闘うために適切な手段を取ること」（パラグラフ 11）との効果を出した。
2. 今回の審査でも委員からネット上のヘイトスピーチ問題について指摘があった。

IV. 問題の背景

1. インターネット上のヘイトスピーチが特定の人間に向けられている場合は、プロバイダー責任制限法により一定の要件を満たせば被害者が IT 業者に対して発信者情報開示請求ができる。しかし、業者が任意に応じる場合は少なく、被害者が自費で発信者の情報を取得するために 1 ~ 3 回の仮処分申請手続きを行わなければならず、それでも判明するとは限らない。また、削除のためにも別途仮処分申請が必要である。一件の書き込みについてこのような費用と時間がかかり、二次被害も伴うので、ほとんどの人は泣き寝入りせざるを得ない。さらにヘイト書き込みが大量にある場合には到底個人では手に負えない状況である。
2. 不特定の集団に対するヘイトスピーチについては現在、法的な救済手段はない。業者に対し個々人が削除要請を行うことは可能だが、対応は各業者の任意に任せられている。
3. ネット上のヘイトスピーチは、ここ数年、地震、大災事など災害がある度に、それに乗じたデマ煽動でも行われ、ターゲットにされた人たちに対する暴力へ直結する危険な状態にまで至っている。2011 年の東日本大震災の際には、中国人窃盗団の徘徊というヘイトデマを被災者の 8 割が信じたという調査結果があり、実際、中国人窃盗団をやっつけようとして武器をもった自警団も組織された。
4. インターネット上のヘイトスピーチに対しては、法務省の人権擁護局内ヘイトスピーチ被害救済チームや、大阪市など地方公共団体の一部が被害者の申請を受け、若しくは自主的にネットモニタリングを行い、IT 業者に削除要請も行われているが、あくまで任意であり、従う法的義務はない。
5. 他方、ネット上の表現について、強制的に削除できる権限を行政権力に持たせることは過度の表現規制となる危険性がある。確かにほとんどの IT 業者にはヘイトスピーチを禁止するとの自主的なルールがあるが、各業者の判断に委ねると、判断の適正さや運用にばらつきができることは避けられない。
6. そこで、委員会が提案しているように、IT 業界の自主規制的な機構の設置を公的機関が支援し、第三者的な人種差別問題の専門家や当事者などを含む審査員がチェックし、その判断を各業者が尊重して情報開示や削除を行うことなど、実効性ある取り組みを速やかに行うことが緊急の課題となっている。
7. 放送については一応 BPO があるが、新聞、雑誌、書籍などほかのメディアにおけるヘイトスピーチも深刻な状況なのに何ら対応手段がなく野放し状態となっている。出版業界においても、自主規制的な機構の設置など対策をとることが急務であり、それを政府が支援すべきである。
8. 委員会は、ネットを含むメディアにおけるヘイトスピーチの実態を国が調査し把握することを前提として、それに対する措置と効果の詳細な報告を求めている。まず国は調査を行うべきである。

I. テーマ：ヘイトスピーチとヘイトクライム 公人の責任

II. 勧告内容

パラグラフ 13(d) (そのような) ヘイトクライムは常には捜査・訴追されず、公人および私人は人種主義的ヘイトスピーチとヘイトクライムへの責任を負わないままであること（第4条）。

パラグラフ 14(g) 政治家およびメディア関係者を含む、私人あるいは公人によるヘイトクライム、人種主義的ヘイトスピーチ及び憎悪の煽動を調査し、適切な制裁を科すこと。

(j) 特にジャーナリストおよび公人の役割と責任に焦点を絞りながら、偏見の根本的原因に取り組み、寛容と多様性の尊重を促進する啓発キャンペーンを実施すること。

III. 勧告までの経緯

- 委員会は、これまでの3回の総括所見において、いずれも公人のヘイトスピーチについて厳しく批判し、制裁するよう勧告している。しかし、政府は一切対策をとってこなかった。
- 今回の審査で、日本担当報告者のボスユイ委員から、「特に公人による差別発言がいないように、差別発言をした公人は解雇等の必要がある」との指摘があった。

IV. 問題の背景

- ヘイトスピーチ問題は、民間の人種差別主義団体だけの問題ではない。社会的に最も悪影響が大きいのは公人のヘイトスピーチである。人種差別撤廃条約4条は、公的機関に対してヘイトスピーチに関与、加担してはならず、禁止し終了させる義務を課しているが、特に(c)項で「国又は地方の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと」を求めている。日本は同条項を留保していないので、その義務を具体的に実施する義務があるが、怠ってきた。
- 最近でも2016年10月の大坂府警による琉球・沖縄の人たちへの土人・シナ人発言とそれに対する大阪府知事、沖縄・北方担当大臣による擁護発言、2017年9月の麻生太郎副総理による朝鮮半島からの武装難民射殺発言などが国会で野党議員から問題を指摘されたが、政府は何ら責任を問わなかった。
- 一般公務員の場合、公務員法に照らせば、ヘイトスピーチを行うことは法令順守義務違反や信用失墜行為の禁止違反となりえるのだから、懲戒処分の対象とする運用を行るべきである。
- 国会議員や地方議員については、現行法上ヘイトスピーチは懲戒事由となりうるが、そのような運用はほとんどなされていない。より明確に、ヘイトスピーチの禁止条項を設けるなど、自らをただす取り組みが必要である。
- 公人のヘイトスピーチは不特定の集団に対する場合が多く、現行法上、民事上及び刑事上の責任は法的に問うことができない。ヘイトスピーチを法的に禁止する新法ないし法改正が不可欠である。
- 他方、公人が速やかにヘイトスピーチやヘイトクライムを非難するなど、先頭に立って人種差別と闘い、かつ、「寛容と多様性の尊重を促進する」啓発や教育を行うことは、条約第7条の義務でもある。
「ヘイトスピーチ、許さない」とのポスターをはるだけでなく、現実に日々生じている具体的なヘイトスピーチ、ヘイトクライムに対し、許さないと非難することは、社会に差別が蔓延するのを打ち消す効果があり、委員会の一般的勧告35でも強く推奨されている。
- 公人の活動のチェックのためには、行政から独立した第三者機関が不可欠である。

I. テーマ： ヘイトスピーチとヘイトクライム ／ ヘイトクライム対策

II. 勧告内容

- パラグラフ 14(f) 警察官、検察官および裁判官を含む法執行官に対して、とりわけ、かかる犯罪の背景にある人種的動機を特定し、苦情を登録し、ならびに事件を捜査および訴追するための適切な方法を含む、ヘイトクライムとヘイトスピーチ解消法に関する研修プログラムを実施すること、
(g) 政治家およびメディア関係者を含む、私人あるいは公人によるヘイトクライム、人種主義的ヘイトスピーチおよび憎悪の扇動を調査し、適切な制裁を科すこと、
(h) 被害者の民族的出身および民族別に細分化した捜査、訴追および有罪判決に関する統計を次の定期報告書で提供すること、
(i) 具体的目標と措置および適切なモニター活動を備えた、ヘイトクライム、ヘイトスピーチおよび暴力の扇動を撤廃する行動計画を制定すること、

III. 勧告までの経緯

- 前回（2014年）の委員会の勧告でも、ヘイトクライムにつき刑法を改正すべきこと（パラグラフ10）、捜査し、適切な場合は起訴するよう勧告がでた（パラグラフ11）（
- しかし、政府は2017年の報告書においても、ヘイトクライム対策は現行法で動機の軽重で対処できるとして対策の必要性を認めていない。それに対しNGOは、政府はヘイトクライムの調査もしていないし、実際に外国人への差別的動機ゆえに重く処罰された例はないと報告した。
- 今回の審査で委員から「政府は警察にどのように教育しているのか、どのように減らすのか。コリアンは日本で恐怖なしに暮らすことができるのか」「ヘイトクライム、ヘイトスピーチの被害者の救済はあるのか」などの質問が出た。

IV. 問題の背景

- 本来ヘイトスピーチと一体のものとして対処すべきヘイトクライムについて、日本では公的にも社会的にもまだほとんど認識されていない。例えば、ヘイトスピーチの現場でデモ参加者により抗議する人に対する暴行が行われる場合があるが、警察にはヘイトクライムである可能性が高く、厳しく対処すべきとの認識がない。
実態としては解消法成立後もヘイトクライムは質、量とも悪化しつつあり、2018年2月にはヘイトスピーチの常習者である右翼活動家が朝鮮総連中央本部を銃撃する事件も起こった。放置すればマイノリティへの暴力が社会に広がる危険な段階に入ったというべきだが、しかし政府は現在に至るまで非難声明すら出していない。
- まずは、現行法を活用して対応できるベストを尽くすべきであり、他方でヘイトクライムという特別の犯罪類型に対し特別の法整備を行うべきである。
- 現行法の有効活用のためには、法執行官に対してヘイトスピーチとヘイトクライムについての研修が不可欠である（f）。なお警察庁はヘイトスピーチについて研修しているとするが、実際のデモ現場などで解消法の存在や内容を知らない者もおり不十分である。
- 現状を認識し、対策をたてるために、ヘイトスピーチと合わせてヘイトクライムの調査（g）は出発点であり、ヘイトクライムについては、民族的出身および民族別に細分化した捜査、訴追および有罪判決に関する調査を行い、統計とすべきである（h）。
- 2018年11月13日のNGOの省庁交渉の場において、政府はヘイトクライム関連の捜査状況や判例について包括的な調査をしたことがないことを認めた。調査もなしに、現行法で適切に対処可能との空虚な主張を繰り返すのは止めて、委員会の勧告に従い、ヘイトクライムの調査を直ちに行うべきである。
- 以上の計画的実施のため警察庁もしくは政府にヘイトクライム対策部を設けるべきである。

I. テーマ：ヘイトスピーチとヘイトクライム 包括的な差別禁止法と行動計画

II. 勧告内容

パラグラフ 14(b) 法的枠組みと被害者の救済へのアクセスを強化するために、ヘイトスピーチ解消法で対象とされていないヘイトクライムを含む人種差別の禁止に関する包括的な法律を採択すること、

(f) 具体的目標と措置および適切なモニター活動を備えた、ヘイトクライム、ヘイトスピーチおよび暴力の扇動を撤廃する行動計画を制定すること。

III. 勧告までの経緯

1. 委員会は、前3回（2014年）のその総括所見において、包括的な差別禁止法をヘイトスピーチを含む人種差別の撤廃のための最優先課題として強調してきた（CERD/C/JPN/CO/7-9）。
2. 今回の審査において、委員から、差別撤廃のための基本計画がないこと、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムの被害者の救済が不十分であること、ヘイトスピーチ解消法後もヘイトスピーチ、ヘイトクライムが続いていること、法務省の外国人住民調査結果で就職差別、入居差別などについても深刻な差別実態が明らかになっていて、差別禁止法が必要であることなどの指摘がされた。

IV. 問題の背景

1. ヘイトスピーチ解消法には、解消に向けての基本方針や基本計画を立てる義務が定められておらず、いつまでにどのようになくすのかが見えない無責任状態となっている。2016年9月13日に東京都をはじめとする7つの地方公共団体から法務省に対し、「国の責務において、まず、ヘイトスピーチ対策の全体フレーム」、「内容やスケジュールを具体的に示してほしい」との要望が出されたが、現在まで回答していない。
2. 本来、ヘイトスピーチは差別の一形態であり、ヘイトスピーチのみならず、就職差別や入居差別などを含めた包括的な差別撤廃のための省庁横断的な対策本部の設置と行動計画が必要である。また、その法的根拠として、包括的な人種差別撤廃基本法が最優先課題であることはNGOが求めてきたことである。
3. 被害者の救済手続きもヘイトスピーチ解消法では定められていない。法務省人権擁護局の人権侵犯手続きはもとより強制力がなく、不特定の集団に対するヘイトスピーチは手続きの対象外である。あとは被害者が刑事告訴や民事裁判を起こすしかないと、時間も費用もかかり、二次被害も伴うのでほとんどの被害者は泣き寝入りせざるをえない。被害者救済のためには、裁判以外の第三者機関による無償でスピーディで非公開で、かつ、一定程度の強制的な権限を有する救済手続きが不可欠である。
4. 差別撤廃にむけた法律、施策の整備、行動計画策定とその推進に対しては、被害者の意見を聴取すること、差別撤廃に関する専門家などによる調査やチェックが不可欠である。

I. テーマ：琉球・沖縄の人びとの状況

琉球／沖縄の女性への暴力からの保護、及び加害者の適切な訴追

II. 勧告内容

パラグラフ 18（抜粋）

琉球、沖縄の女性を暴力から保護すること、並びに彼女らに対する暴力の加害者の適切な訴追と有罪判決を確保することを勧告する。

III. 勧告までの経緯

- 人種差別撤廃条約第5条は(a)裁判所その他すべての裁判及び審判を行う機関の前での平等な取り扱いについての権利と、(b)暴力又は傷害に対する身体の安全及び国家による保護についての権利を明記し、「差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障すること」を定めている。
- 委員会は前回(2014 年)の総括所見でマイノリティ及び先住民族の女性に対する暴力について、加害者が訴追され、被害者が保障と保護を得られるよう適切な措置を取ることを勧告している(CERD/C/JPN/CO/7-9 パラ17)が、沖縄の女性に対する暴力についての状況は依然改善されていない。
- 沖縄の女性の性暴力被害は当事者が声を上げづらいため十分に把握されていない。さらなる聴き取り調査と対応を求める NGO 報告に対し、特に基地に絡む沖縄の女性に対する暴力について締約国に対し適切な措置を求める上記勧告が出された。

IV. 問題の背景

- 第二次大戦中の米軍の上陸以来、米兵による琉球／沖縄女性への性暴力を含む暴力は後を絶たない。沖縄県警によると沖縄返還から 2015 年までに米兵による犯罪は 5896 件発生しており、そのうち 129 件が強姦だった。これは加害者が逮捕された数であり実際はさらに多いと考えられる。2016 年にも米軍属によって沖縄の女性がレイプされた上、殺害された。
- 日米地位協定により、様々な面で米軍関係者に対する特権的な扱いが与えられている。「公務中」の米兵や軍属が起こした犯罪の場合は、そもそも第一次裁判権は日本側ではなく、米側にある。これにより、特に米軍等による重大犯罪が繰り返され、加害者の訴追、有罪判決を確保する障害となっている。加害者が「公務中」かどうかにかかわらず、日本側が第一次裁判権を有さない場合には、加害者の訴追と加害者の有罪判決は担保されない。沖縄の女性の安全を確保し、保護を確保するためには、米側への大きな裁量と特権的扱いを与える日米地協定の抜本的改定が必要である。
- このような状況から急務とされるレイプ・クライシスセンターの設置だが、県内にはまだ一箇所しか設置されておらず、これは国連勧告の基準を下回り、十分な保護を提供できていない。
- 又、沖縄の女性は米兵による直接的な暴力だけでなく、基地が間接的要因である性的搾取の被害にもあつてている。沖縄では特殊な歴史と過度な基地負担が要因で風俗業が発達したとも言われている。貧困率の高さもあり、沖縄では風俗業に従事する女性の低年齢化が顕著だ。不利益な状況に置かれたマイノリティ女性としての複合差別による性的搾取の問題があると考えられるため、実態調査を行う必要がある。

I. テーマ：琉球・沖縄の人びとの状況 琉球／沖縄の人々の権利、安全と保護の確保

II. 勧告内容

パラグラフ 18 <抜粋>

-琉球の人びとを先住民族として認識することに関して、その立場を再検討すること、及び彼・彼女たちの権利を保護するための措置を強化するように勧告する。

締約国が琉球・沖縄の人びとの適切な安全と保護を確保するよう勧告する。

III. 勧告までの経緯

- 人種差別撤廃条約は第5条において(b)暴力又は傷害に対する身体の安全及び国会による保護についての権利、(e)(iv)公衆の健康についての権利を明記した上で、「人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障すること」を定めている。
- 前々回(2010年)の総括所見で委員会は米軍基地の不均衡な沖縄への集中が沖縄の人びとの経済的、社会的、文化的権利に悪影響をもたらしているとして、沖縄の人びとが受けている差別について沖縄の代表者と協議を行い、適切な保護措置を講じるように勧告した。(CERD/C/JPN/CO/3-6, パラ21)又、琉球／沖縄の人びとを「先住民族と認める」よう繰り返し勧告されている。(CERD/C/JPN/7-9 パラ21)
- 今回の審査における日本政府の説明に対し、委員から「琉球・沖縄について、米軍基地があり、事故が起き、人々が苦しんでいる」との言及があった。さらに、「日本政府は基地を軽減する予定はあるのか?」という質問もあった。委員からの質問等に対し、日本政府は、「政府の施策により沖縄の社会経済状況は着実に改善している」と回答。さらに、米軍による事故については、「普天間飛行場の辺野古移設が、危険を一刻も早く除去する唯一の解決策である」と回答している。
- 委員会は前回の勧告にもかかわらず琉球／沖縄の人々が先住民族として認識されていない上、米軍機の事故など安全に関わる問題に直面している事に懸念を示している。(CERD/C/JPN/Co/10-11 パラ17)

IV. 問題の背景

- 日本政府は琉球／沖縄の人びとの自己決定権を認めず、琉球／沖縄の人びとによる主体的な経済、社会、文化的発展も保護していない。沖縄振興開発計画を実現するための沖縄振興開発予算の主要な編成権は日本政府にあるが、近年では、日本政府は予算編成権を悪用・濫用し、辺野古における海兵隊基地建設工事の推進と沖縄振興予算額の増減を関連させている。琉球／沖縄の人々の経済的、社会的及び文化的発展の権利に基づき、沖縄振興の予算編成権を日本政府から沖縄県に委譲されることが、琉球／沖縄の人々の安全、権利保護にとって不可欠である。
- 米軍の航空機関連の事故は沖縄の本土から2016年末までに709件発生し、近年もオスプレイの墜落事故、保育園や小学校への米軍機部品落下事故などが立て続けに起こっている。沖縄県や市町村の飛行停止の要請にもかかわらず、米軍側は事故原因や具体的な再発防止策等の説明なしに、飛行を再開させている。飛行経路ではない保育園や小学校の上空を今も飛行している。米軍基地のクリアゾーンは米国内では遵守されるが、普天間では危険区域に教育施設を含む建物が密集し、新たに基地が建設されようとしている辺野古地区にも学校など、高さ制限を超える建物が多数存在する。
- 日米地位協定により、様々な面で米軍に対する特権的な扱いが与えられており、米軍用機運用に関して日本の航空法が適用されないことから、日本の航空法では許可されない運用が行われている。沖縄の人々の安全が守らないどころか危険にさらされており、保護が確保されない原因となっている。
- 環境保全に関する国内法も適用されず、米軍側には基地を汚染した場合でも原状回復義務がないため、米軍基地に起因する環境被害、水質汚染、自然環境破壊が発生している。
- 沖縄の人々の安全を確保し、保護を確保するためには、米側への大きな裁量と特権的扱いを与える日米地協定の抜本的改定が必要である。

I. テーマ：部落民の状況

II. 効果内容

パラグラフ 20 (抜粋)

- (b) 部落民に対する差別を世系に基づく差別と認めること、
- (c) 締約国の次回定期報告書において、部落差別解消推進法を実施するためにとられた措置、およびその影響について、更なる情報を提供すること、
- (d) 雇用、住宅および結婚における部落の人びとに対する差別を撤廃する努力を強化すること、
- (g) 部落民の戸籍データを機密扱いとし、戸籍データの濫用事案を捜査し、および訴追すること、ならびに加害者に制裁を科すこと、
- (h) 部落差別解消推進法の実施について、十分な予算を提供すること。

III. 効果までの経緯

1. 日本政府は、部落差別を人種差別撤廃条約の対象となる差別とは認めておらず、定期報告書において部落差別に関する項目を記載していない。再三にわたって、人種差別撤廃委員会からその解釈の変更を効告してきた。
2. 他方で、下記の通り、現在でも部落差別事象の発生が後を絶たないことから、2016年12月に、部落差別解消推進法が制定された。しかし、部落差別の実態に関する調査の設計段階にあり、この法律の実施の内容は不明確である。また、この法律には予算に関する規定がなく、どのような規模と予算で相談体制の充実や教育・啓発、調査の実施を行うかも不明瞭である。
3. また、戸籍の不正入手については、日本政府も、興信所や入手に加担した法律専門職者の摘発・処罰を行ってきたものの、依然として身元調査のための戸籍の入手をもくろむ風潮が強固に存在するため、今後もこのような事件が発生するおそれがある。
4. このことから、今回の審査にあたって、部落差別に対する人種差別撤廃条約の適用、内閣府への総合調整部局の設置、社会経済状況に関する実態調査の実施、部落の所在地情報を公表・暴露する行為の規制、部落差別解消の役割を果たすための社会福祉法の履行促進などの措置の必要性について NGO レポートにまとめ、人種差別撤廃委員会に提出した。
5. 今回の審査では、日本報告担当のマーク・ボスティート委員を含む5人の委員より、部落差別に関する質問が政府になされた。とりわけ、部落差別は本条約の対象であるという解釈を受け入れる意思と、2016年12月に施行された部落差別解消推進法の効果的実施に関する問題に関心が集まっている。

IV. 問題の背景

部落問題の解決のために、1969年から2002年にかけて特別措置法に基づく住環境の改善、社会福祉、産業・職業、教育、人権の5分野にわたって同和対策事業が実施された。2002年の特措法期限切れ以降も、一般的な行政施策を通じて、人権・同和行政が実施されたが、平成不況の下で部落の人びとの生活水準が再び悪化し、また、就職差別・結婚差別も後を絶たない。戸籍の不正入手もしばしば発覚している。また今日、インターネットを悪用した、新たな形態の差別事象も発生している。

のことから、2016年12月、部落差別解消推進法が制定された。この法律は恒久法であるという利点があるが、ここに規定されている部落差別の解消に資する措置、とりわけ相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態調査の具体的な内容は明らかになっておらず、解消推進法の実施措置の充実化が現在極めて重要な課題となっている。

I. テーマ：在日コリアンの状況

在日外国人、とりわけコリアンの地方参政権

II. 励告内容

パラグラフ 22<抜粋>

市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30（2004 年）に留意し、委員会は、締約国に対し、日本に数世代に渡り居住する在日コリアンが地方選挙において選挙権を認められるよう確保することを勧告する。

III. 勧告までの経緯

- 最高裁は、外国人への地方参政権の有無について、以下のとおり判示している（最高裁第 3 小法廷平成 7 年 2 月 28 日判決）。

「憲法 93 条 2 項にいう『住民』とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということはできない。」

「憲法 93 条 2 項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとはいえないが、憲法第 8 章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない。」

- 2018 年 8 月の人種差別撤廃委員会における審査においても、政府は上記最高裁の判例を紹介し、外国人への地方参政権の付与については、国の立法政策にかかる事柄であると回答している。

IV. 問題の背景

- 日本においては、国政選挙及び地方公共団体の選挙の選挙権は日本国籍を有する者にのみ与えられている。また、最高裁判所も、在日コリアンに地方自治体の選挙権を与えるか否かは、国の立法政策の問題であるとしている。
- 日本の国籍法は、厳格な血統主義を基調とする国籍法であるため、父母が外国籍である子は、日本で出生したとしても、日本国籍を取得しない。このため、1952 年に民族的・種族的出身を理由に日本国籍を剥奪された在日コリアンの子孫は、両親のどちらかが日本人と結婚していない限り、日本国籍を取得しないことになる。このような国籍法の下では、4 世、5 世になっても外国籍のまま暮らす在日コリアンの例もある。
- もちろん、日本の国籍法にも帰化手続の規定がある。しかし、日本では、帰化手続もまた民族主義的・種族主義的に運用されてきた。また、帰化の許否については、日本政府が自由かつ広汎な裁量を持つとされている。そもそも、旧宗主国において、国内に居住する植民地出身者の国籍を一方的に剥奪した事例は極めて稀であり、旧宗主国の中には旧植民地出身者の帰化手続に関しては特別な定めをしている例もあるが、日本の国籍法には、これらの規定は置かれていない。また、諸国の国籍法は血統主義と生地主義を併用し、日本の国籍法もそうであるが、日本の国籍法はごく例外的な場面においてしか生地主義を採用していない。かつ、重国籍の保持についても非常に制限的である。OECD 加盟国の中で、血統主義の国籍法を採用しながら、外国人に何らの参政権を付与していない国は日本だけである。
- なお、韓国では、2005 年に公職選挙法が改正され、永住権を取得した外国人に対し地方選挙権が付与されており、日本政府の立場は相互主義の見地からも問題である。

I. テーマ：在日コリアンの状況・市民でない者の状況

外籍公務員の任用制限・昇進制限

II. 励告内容

パラグラフ 22 <抜粋>

市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30（2004 年）に留意し、委員会は、締約国に対し、日本に数世代に渡り居住する在日コリアンが～一部略～公権力の行使または公の意思形成の参画にたずさわる国家公務員に就任できるよう確保することを勧告する。

パラグラフ 34 <抜粋>

(e) 市民でない者、特に長期在留外国人およびその子孫もまた、公権力の行使または公の意思形成の参画にたずさわる公務員の地位にアクセスできるようにすること、

III. 励告までの経緯

1. 政府は、その第 1・2 回合同定期報告（パラ 21）以降、毎回用いてきた「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには国籍が必要」という文言を今回も繰り返した。
2. 日本において、外務公務員法以外の国家公務員法、地方公務員法には外国籍者を排除する国籍条項はない。
3. しかし、1953 年、政府は、国家公務員について「法の明文の規定が存在するわけではないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解すべき」として、外国籍者を国家公務員から排除した。
4. 政府は、この見解を「当然の法理」と呼ぶ。「当然の法理」は、法の明文の規定が無くても外国籍者を排除できるものであり、法治主義を否定するものである。また、明らかに国際人権諸条約に反する。
5. 政府はこの文言を 1950 年代から用いているが、これは国家公務員に関して用いられたものであった。ところが、政府は、1973 年に「当然の法理」の見解を拡大解釈させ、地方公務員にもこの網を広げた。「地方公務員の職のうち、公権力の行使または地方公共団体の意思の形成への参画」に携わるものについては、日本国籍を必要とするとした。

IV. 問題の背景

1. 地方公共団体における外国籍者任用は、次のパターンがある。①国籍による制限を設けず職種・職階も影響を受けないところ、②「当然の法理」が根拠となって任用制限・昇進制限が設けられ、また、一部職種に国籍条項が残されているところ、③国籍条項を設け外国籍の受験を認めないとところとに分かれている。
2. 任用に制限を設けている横浜市では、要綱を作り、「公権力の行使」を理由に、市民の権利や自由を一方的に制限したり、義務や負担を一方的に課したり、強制執行したりする業務。「公の意思形成への参画」を理由に企画・立案・決定に関与し専決権を有する課長以上の職、市の基本政策の決定に携わる係長以上の職に外国籍職員は就けないとしている。そのため市民に身近な税務や福祉や保険年金など多くの業務から外国籍職員が排除されている。また衛生監視員と消防職には国籍条項が設けられている。
3. 東京都保健師の外国籍職員が国籍を理由に管理職試験を受験できないことから訴訟を起こすが、2005 年最高裁は「当然の法理」の見解を支持する判決を下している。
4. 「当然の法理」や最高裁判決の影響もあり、2016 年に行われた共同通信社による「外国人住民に関する全国自治体アンケート」によると、行政職（一般事務職）で外国籍者でも受験可能としているのは、都道府県で 23.4%、市区町村で、32.2%にとどまっている。自治体ごとに公務員受験ができたり、国籍条項があつて受験すらできないなど、人権の普遍性を全く欠いた状況にある。
5. 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(A 規約) 第 7 条「公正かつ良好な労働条件」「高い適当な地位に昇進する均等な機会」の違反であることは明白である。

I. テーマ：在日コリアンの状況・市民でない者の状況

外籍教員の任用差別

II. 勧告内容

パラグラフ 22<抜粋>

市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30（2004 年）に留意し、委員会は、締約国に対し、日本に数世代に渡り居住する在日コリアンが～一部略～公権力の行使または公の意思形成の参画にたずさわる国家公務員に就任できるよう確保することを勧告する。

パラグラフ 34<抜粋>

(e) 市民でない者、特に長期在留外国人およびその子孫もまた、公権力の行使または公の意思形成の参画にたずさわる公務員の地位にアクセスできるようにすること、

III. 勧告までの経緯

1. 政府は、その第 1・2 回合同定期報告（パラ 21）以降、毎回用いてきた「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには国籍が必要」という文言を今回も繰り返した。
2. 日本において、外務公務員法以外の国家公務員法、地方公務員法には外籍者を排除する国籍条項はない。
3. しかし、1953 年、政府は、国家公務員について「法の明文の規定が存在するわけではないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解すべき」として、外籍者を国家公務員から排除した。
4. 政府は、この見解を「当然の法理」と呼ぶ。「当然の法理」は、法の明文の規定が無くても外籍者を排除できるものであり、法治主義を否定するものである。また、明らかに国際人権諸条約に反する。
5. 政府は、「当然の法理」を、1970 年代に、地方公務員にまでこの見解を拡大した。また、80 年代には、公立小中高等学校の教員にも「当然の法理」の網を広げた。
6. 50 年代には、国公立小中学校に外籍教員が教諭として任用されていた（文部省は学校基本調査で外籍教員の職種別採用数を調査している）。70 年代には、東京都、大阪府市、三重県などで教諭任用が行われていた。
7. にも拘わらず、1982 年以降、政府は、外籍教員の教諭任用は認めない立場に立った。政府は、自らが外籍教員の教諭（正教員）任用を認めてきながら、これを隠し、政府は、「従来から」、教諭は「公の意思形成に参画」する職であり、外籍者の教諭任用は認められないとしてきたと虚偽を主張している。
8. 1991 年日韓外相覚書で、①（外籍者の）一般の教員採用試験の受験を認める、②公務員任用に関する国籍による合理的な差異を踏まえた国政府の法的見解を前提、③身分の安定や待遇についても配慮、の 3 点が合意された。これを受け、政府は、採用試験の国籍条項は外すが、外籍教員を『教諭』ではなく『（任用の期限を附さない常勤）講師』として任用するとした。日本人は教諭に就き、校長、教頭、主任などになれるが、外籍者は講師であり、上位職への昇進ができない。
9. 今回の審査では、人種差別撤廃委員会のカリツァイ委員が、「日本の公立学校では在日コリアンは教諭になれないという報告を受けている。数世代にわたり、日本で生まれ、育ち、暮らしてきた人たちをそうした待遇においている法的な障壁を取り除くつもりはありますか」と、政府に質問を行った。

IV. 問題の背景

1. 外籍教員が何人採用されているかのデータはない。約 300 人と推定される。人口比から言えば、15,000 人程度いても不思議ではない。
2. 2000 年代に入り、学校教育法が改定され、副校長、主幹教諭、指導教諭という新しい職が作り出された。また、給料体系の改革が行われ、職階に応じた給料制度に変更された。外籍教員はそれらの新しく作られた職からも疎外され、給料改定によって、外籍教員は賃金も日本人教員に比べ大きく抑えられている。そのため、校長（5 級）で退職する日本人教員と常勤講師（2 級）で退職する教員との生涯賃金格差は手当を含め 1800 万円（横浜市）にもなる。
3. 同じ教員免許を持ち、同じ採用試験に合格しながら、日本人教員とは著しく不利益な状態に置かれている。
4. 「国際人権規約」（日本は 1979 年に批准）経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A 規約）の次の条項の違反である。「第 7 条(c)先任及び能力以外のいかなる事由も考慮されることなく、すべての者がその雇用関係においてより高い適当な地位に昇進する均等な機会」に違反している。

I. テーマ：在日コリアンの状況 朝鮮学校で学ぶ子どもたちの教育権

II. 勧告内容

パラグラフ 22 <抜粋>

また、委員会は、コリアンの生徒たちが差別なく平等な教育機会を持つことを確保するために、高校就学支援金制度の支援金支給に関して朝鮮学校が差別されないことを締約国が確保するという前回の勧告（CERD/C/JPN/C0/7-9, para. 19）を再度表明する。

III. 勧告までの経緯

1. 人種差別撤廃条約は、第2条1(c)で「政府（国及び地方）の政策を再検討し及び人種差別を生じさせ又は永続化させる効果を有するいかなる法令も改正し、廃止し又は無効にするために効果的な措置をとる」とこと、第5条(e)(v)で「教育及び訓練についての権利」の享有における人種差別の禁止・撤廃並びに人種差別のない平等権の保障を締約国の義務として定めている。

2. 2010年4月に施行された高校就学支援金制度は、教育費の負担軽減により高校段階の子どもたちすべてに教育を受ける機会を与えることを目的としたものであり、「各種学校」認可を受けた外国人学校もその対象とした。文部科学省は、同制度の適用対象となる外国人学校を①本国認定校、②国際評価機関認定校、③その他の3つに分類し、2010年4月30日には①として中華学校やブラジル学校など14校、②としてインターナショナルスクール17校をそれぞれ対象校として指定した。全国に10校ある朝鮮高校に関しては、文科省は③のカテゴリーに当たるとし、当初は朝鮮高校の生徒にも就学支援金を支給する予定であった。しかし、制度開始直前の2010年2月、当時の中井洽拉致問題担当大臣が、同制度からの朝鮮高校の除外を文科大臣に要請したことが報道されると、日本政府は朝鮮高校への適用を留保し、同年11月に朝鮮半島での軍事的緊張が高まるや、当時の菅首相はすぐさま朝鮮高校の制度適用に向けた審査手続きの停止を命じた。菅首相は2011年8月、退任にあたって同審査の再開を命じたが、次の野田内閣は審査を引き伸ばし2012年12月に退陣し、そのまま民主党政権は崩壊した。そして2012年末、自民党・公明党による第二次安倍政権が登場すると、政権はまっさきに、朝鮮高校の審査基準となっていた上記の規定③自体を削除する省令改定を行うとともに、朝鮮高校に制度の適用をしない旨の不指定通知を出すことによって、2013年2月20日、同制度からの朝鮮高校の完全な除外を断行した。当時の下村博文文科大臣は「拉致問題に進展がない」ことなどをその理由として、朝鮮高校の除外が政治外交的なものであることを隠そうともしなかった。同制度開始の2010年以降、就学支援金を受け取れずに卒業した朝鮮高校生は現在5,000名以上に上り、被害額の累計は概算で17億8200万円となる。

3. このような状況を受けて、人種差別撤廃委員会は、2014年に行った第3回日本審査の総括所見で「委員会は、締約国がその見解を修正し、適切に、朝鮮学校が『高校授業料就学支援金』制度の恩恵を受けることができる」と（CERD/C/JPN/C0/7-9、パラ19）を勧告した。

4. 前回の勧告を実施していない日本政府に対して、2018年に行われた人種差別撤廃委員会による第4回日本審査では、以下のような発言が委員から出た。

①「委員会は、平等権及び子どもの教育権を鑑み、朝鮮学校にも高校就学支援金制度が適用されることを求める」

②「拉致問題は（朝鮮高校の）子どもたちと何の関係もない。朝鮮学校は支援金を受け取っていないのに、他の学校が受け取っていることについて留意し、そのような区別に妥当な理由はない。朝鮮学校は支援金を当然受け取るべきであり、私たちはこの問題を歴史的な文脈で見るべきだ。歴史的な文脈こそ、朝鮮学校に通いたいと願う子どもたちから、いかなる支援金も奪われてはならないということの十分な根拠である」

5. 朝鮮高校に高校就学支援金制度を差別なく適用することを求める趣旨の国連条約機関からの勧告は、今回で4回目（人種差別撤廃委員会2010・2014・2018年、社会権規約委員会2013年）となる。また、国連人権理事会でも、2017年に行われた第3回UPR（普遍的定期的審査）日本審査の結果、ポルトガルと朝鮮民主主義人民共和国の2カ国から同趣旨の勧告が日本に対して出されている。

I. テーマ：女性に対する交差的差別の形態と暴力

先住民族、部落、コリアン女性と交差的差別

II. 勧告内容

パラグラフ 22 <抜粋>

委員会は、コリアンの女性と子どもたちが複合的形態の差別とヘイトスピーチから保護されることを確保するよう締約国が努めることを勧告する。

パラグラフ 26 <抜粋>

- (a) 交差的な形態の差別に苦しむ女性たちに熱心に注意を向けることを確保し、これらの女性たちが直面する個別の諸課題をよく理解して対処できるよう、関連する統計を収集すること
- (b) 外国人、先住民族およびマイノリティ女性が、特に彼女たちの状況に影響を及ぼす場合において、意思決定のプロセスに参加する権利と機会を有するよう確保すること、

III. 勧告までの経緯

1. 人種差別撤廃条約のもと、日本における先住民族およびマイノリティ女性には、アイヌ女性、琉球・沖縄女性、部落女性、在日コリアンを含む外国人女性そして移住女性が含まれる。
2. これらコミュニティの女性たちは、民族的背景や社会的出身に基づく差別とジェンダーに基づく差別が交差するなかで、さまざまな不平等や不利益を被ってきた。
3. 政府による調査は行われてこなかったため、その実態を示す統計数字はない。そのため、これらコミュニティの女性たちは独自で自らの状況を把握する実態調査を行い、それにより、特に教育、雇用、医療へのアクセスにおいて困難に直面していることが明らかとなった。
4. 在日コリアンに対するヘイトスピーチの蔓延により、コリアン女性たちは恐怖と精神的ストレスを感じてきた。ネットにおける部落情報（所在地、住民、部落解放同盟のリーダーの個人情報など）の流布拡散により、部落女性は、いつ攻撃されるか分からぬという恐怖を抱いている。
5. 審査では、イザック・ンジャイエ委員から以下の質問が政府に対して行われた。
 - ①「2015年第四次男女共同参画計画は、マイノリティ女性および先住民族女性を暴力から守ることにどのように作用しているのか？」
 - ②「どのようにしてマイノリティコミュニティの政治的代表と参加を保障しているのか？ジェンダー、民族的背景、年齢、障害の有無などの交差的差別により影響を受けている人びとの、平等な権利、尊厳、機会へのアクセスなどを確保するために、どのようなメカニズムが用意されているのか？」
6. 審査では、これら質問に対する政府からの回答はなかった。
7. 交差的差別の問題については、2016年の女性差別撤廃委員会による日本審査総括所見パラグラフ47（文書番号 CEDAW/C/JPN/C0/7-8）において同様の勧告が出ている。

IV. 問題の背景

1. 法務省は国内に住む外国人を対象に差別に関する実態調査を初めて行い、その結果を2017年3月公表した。過去5年間に日本で外国人を理由に侮辱されるなどの差別的な発言を受けた経験のある人は全体の29.8%、住居を探したときに外国人を理由に入居を断られた経験がある人は39.3%、などの数字が明らかになった。同省は結果を分析し人権政策に反映させるというが、ジェンダー視点が欠落しており、男女別のデータは明らかにされていない。マイノリティ女性の状況を可視化する機会となつたはずである。

2. マイノリティ女性と先住民族女性に対する複合差別の存在を認める表現を政府報告書や男女共同参画計画に用いているが、複合差別に関する差別の実態調査も、複合差別を解消するための政策も措置も何ら講じられていない。政府は、一般的女性政策とは別の政策・措置が必要であることを理解すべきである。

I. テーマ： 移住者の状況・市民でない者の状況 移住者・在日コリアンに対する社会的差別

II. 励告内容

パラグラフ 30.

委員会は、締約国が移住者に対する社会的差別の根本的原因を解決する措置をとり、住宅、教育、医療および雇用の機会への平等なアクセスを差別なく保障する措置をとるよう勧告する。

パラグラフ 34. <抜粋>

委員会は、締約国が以下を行うよう勧告する。(a) 差別なしに、市民でない者および外国籍者に対する住居および雇用へのアクセスを確保すること。

III. 勧告までの経緯

1. 人種差別撤廃条約は、第 5 条(e)項において「職業選択の自由」「住居についての権利」を明記して、締約国が「人種、皮膚の色、または民族的もしくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障すること」を定めている。
2. 人種差別撤廃委員会は、前回審査の総括所見（2014 年）で「委員会は、雇用および入居における移住者に対する不平等な扱いに関する報告について懸念する。……委員会は、締約国が……雇用および入居における移住者に対する人種差別と断固として闘い、移住者の就業状態を改善するために、法律を強化すること」を勧告した（パラグラフ 12）。
3. それにもかかわらず日本政府は、この勧告を無視して、何ら立法措置を講じなかった。
4. 人種差別撤廃委員会は今回の審査において、マーク・ボスィート委員（日本担当）が「日本で生まれ育ち、教育を受けた多くの外国人を含み、国内の外国籍永住者は、住宅、教育、医療、雇用の機会への制限された アクセスを含み、さまざまな形態の社会的差別をうけている」と述べ、「(法務省『外国人住民調査報告書』では) 回答者の 40%は外国人であることが理由で賃貸住宅の入居を断られ、……25%が同じように外国人という理由で雇用されなかつたと答えている」ことにも言及した。さらにニコラス・マルガン委員は、「これは深刻な差別が日本にあることを明らかにするもの」と断じた。
5. このような委員の追及に対して、日本政府は、憲法第 14 条第 1 項や労働基準法第 3 条などの規定、民事訴訟や人権相談、民間住宅の大家への支援、雇用主への啓発活動などを挙げて縷々説明した。
6. しかし委員会は、「移住者、および締約国で生まれ育ち、教育を受けたその子孫が……染みついた社会的差別にいまだ直面していること」に懸念して（パラグラフ 29）、上記の勧告 30、34 が出されたのである。しかも、この勧告における「特別の重要性」がわざわざ特記された（パラグラフ 47）。

IV. 問題の背景

1. 法務省『外国人住民調査報告書』（2017 年 3 月）によると、過去 5 年間に日本で住む家を探した経験のある外国人 2,044 人のうち、「①外国人であることを理由に入居を断られた」人は 42.8%、「②日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた」人は 46.0%にも上っている。さらに、日本生まれの三世・四世の在日コリアンであっても 27.2%が入居差別を受け、日本人のパートナーがいる外国人であっても、その 31.5%が「日本人の保証人がいないことを理由に」入居を拒否されている。それは、このような人種主義による入居拒否を禁止し处罚する法律が一切ないからである。
2. 法務省の同調査によると、過去 5 年間に日本で仕事を探したり働いたりしたことある人 2,788 人のうち、「外国人であることを理由に就職を断られた」人は 27.6%、「同じ仕事をしているのに、賃金が日本人より低かった」人は 22.0%、「勤務時間や休暇日数などの労働条件が日本人より悪かった」人は 13.5%、「外国人であることを理由に、昇進できないという不利益を受けた」人は 19.9%、「外国人であることを理由に解雇された」人は 5.2%、「上司から外国人であることを隠すよう指示された」人は 3.6%となっている。その上、「⑤外国人であることを理由に解雇された」人の割合は 5.2%だが、その数は 124 人にもなる。また、就職差別を受けた外国人の内訳を見していくと、性比では男性よりも女性のほうが多く（62.4%）、年齢別では 20～40 歳代が 83.0%を占めている。さらに、解雇された外国人の内訳を見ると、20～50 歳代が 91.1%を占め、在留資格別では一般永住者・特別永住者・定住者で計 71.7%となっている。つまり、生計を担うべき人たちが「外国人であることを理由に」就職を拒否され、解雇されているのである。労働 3 法が条文上禁じているのにかかわらず、これが現実なのである。

I. テーマ： 外国人技能実習制度

II. 勧告内容

パラグラフ 31 <抜粋>

委員会は、2017年11月に技能実習法が施行されたことを歓迎する一方、この法律の実施と影響に関する情報が不足していることを懸念する。

パラグラフ 32 <抜粋>

委員会は、技能実習制度が技能実習法の遵守を確保するために適切に規制され、政府によって監視されるよう確保することを勧告する。次回の定期報告書において、この法律の実施と影響に関する情報を要請する。

パラグラフ 46 <抜粋> 本総括所見のフォローアップ

委員会は、この総括所見採択後1年以内に、パラグラフ10（国内人権機関）および32（外国人技能実習制度）に含まれる勧告の実施に関する情報を提供するよう要請する。

III. 勧告までの経緯

1. 技能実習制度に関して、国際人権条約の監視機関で最初に勧告が行われたのは2008年10月の自由権規約委員会の日本審査による総括所見である。最低労働基準の確保、搾取を行う雇用主に対する制裁、低賃金労働者の雇用よりも能力開発に焦点を当てる新たな制度に代えることを検討することを勧告した。
2. 同委員会の2014年7月の総括所見においても同様の勧告が採択され、実地調査回数を増やし、独立した申立ての仕組みを設立し、労働搾取目的の人身取引事例など労働法違反について実効的に捜査・訴追・制裁措置をとるべきとした。また、この勧告の実施に関する情報を1年以内に提出するよう求めた。
3. 人種差別撤廃委員会においては、前回の2014年8月の総括所見で、技能実習生の労働権を保護するため、技能実習制度を改善するための適切な措置をとるよう勧告が行われた。
4. 2018年の審査では、「技能実習法の施行を機に実習期間が3年から5年に延長されたが実習生の人権保護が不十分ではないか」（ボスティート委員）、「実習生は来日前に手数料や保証金として多額の借金を負っており、来日後は最低賃金法違反や賃金不払いにあってている」（アフトノモフ委員）、「契約期間内に実習生を強制帰国させる雇用者に対する罰則が設けられていない」（リー委員）などの問題が指摘された。

IV. 問題の背景

1. 外国人技能実習制度は、途上国への技能移転による国際貢献という目的のもと実施されているが、実際には低賃金の非熟練労働者の受入れ制度である。
2. 1989年の入管法改正で在留資格「研修」が創設され、1991年に法務省告示で企業単独型に加えて、事業協同組合などによる団体監理型の受入れが認められ、海外企業と関係のない中小企業の「研修生」の受入れが可能となった。制度の推進を目的に、国際研修協力機構（JITCO）が設立された。
3. 1993年、法務省告示により研修・技能実習制度が新設された（研修1年、技能実習1年）。1997年、滞在期間が研修1年、技能実習2年の最長3年に延長された。2010年、入管法改正で在留資格「技能実習」に一本化され、1年目から労働関係法令の適用対象となった。
4. しかし、受入企業による低賃金や長時間労働の強要をはじめとする労働関係法規違反、パスポートの取上げ、強制貯金、監理団体と結託した強制帰国など数多くの人権侵害が続いている。一方、職場移転の自由はない。また、実習生は、送出機関から多額の手数料や保証金が徴収されており、実習生の多くが借金をして来日している。
5. 厚労省は、2017年に監督指導を実施した約6,000の受入事業場のうち、約71%で労働基準関係法令違反が認められたと発表している。
6. 2017年11月の技能実習法の施行に伴い、実習期間の上限が5年に延長されるとともに、介護職種が追加され、制度は拡大の一途をたどっている。現行77職種139作業が対象となっている。外国人技能実習機構が設立され、監督強化が図られているが、技能実習法の効果は不透明である。

I. テーマ：市民でない者の状況 永住外国人の出入国の権利

II. 勧告内容

パラグラフ 34(f) <抜粋>

他の永住外国人と同じ方法で日本を出入国できるよう、一部の永住外国人に対する出国前の許可要件を撤廃すること

III. 勧告までの経緯

1. 人種差別撤廃条約は、第5条(d)(ii)で「いざれの国（自国を含む。）からも離れ及び自国に戻る権利」の享有における人種差別の禁止・撤廃並びに人種差別のない平等権の保障を締約国の義務として定めている。そして、同条における「自国」とは、自らの国籍国のみならず、その者が定住する在住国も包含すると解される。

2. 出入国管理及び難民認定法26条は、日本から出国する外国人は、事前に再入国を許可された者のみが滞在資格を失うことなく日本へ帰ることができるとしており、また、そのような事前の許可は完全に法務大臣の裁量によって与えられている。このシステムは「再入国許可制度」と呼ばれており、その対象には、日本で出生して永住資格を持って暮らす在日朝鮮人も含まれている。

3. 1998年、自由権規約委員会は日本政府に対して「日本で出生した朝鮮半島出身の人々のような永住者に関して、出国前に再入国の許可を得る必要性をその法律から除去することを強く要請」したが（CCPR/C/79/Add. 102, パラ 18）、日本政府は未だ日本で出生した朝鮮人に対して「再入国許可制度」を適用している。

4. これまで日本政府は、外国人登録制度下で強制されていた指紋押捺を拒否した在日朝鮮人や、日本の朝鮮民主主義人民共和国に対する「制裁」措置の対象となった一部の在日朝鮮人の「再入国許可」を出さないという差別的な措置を取ってきた。さらには、2012年7月から施行された、一定の条件を満たした外国籍者に対する再入国許可の申請免除措置（「みなし再入国許可制度」）においても、一部の在日朝鮮人を制度的に排除している。

5. 「みなし再入国許可制度」とは、「特別永住者証明書」もしくは「在留カード」と「有効な旅券」を出国時に所持していれば「再入国の許可を受けたものとみなす」とし、事前の再入国許可の取得を免除する制度である。しかし、日本政府が認める「有効な旅券」には、朝鮮民主主義人民共和国の旅券が含まれていない。日本で出生した朝鮮人の中には、韓国旅券を持つ者、朝鮮民主主義人民共和国旅券を持つ者、いざれの旅券も持たない者（持てない者）がいるが、現在の要件では、これらの在日朝鮮人のうち韓国旅券を持つ者以外は、「みなし再入国許可制度」の適用が受けられない。なお、台湾やパレスチナは、朝鮮民主主義人民共和国と同様に日本と国交はないが、日本政府は台湾やパレスチナの旅券を「有効な旅券」と認めている。

6. 人種差別撤廃委員会による第4回日本審査では、以下のような発言が委員から出た。

①「委員会は、永住者に関して、出国前に再入国許可を取得する必要性を撤廃することを求める」
②「『みなし再入国許可制度』に関して、日本政府は、特定の外国政府、たとえば朝鮮民主主義人民共和国を認めておらず、これが日本における永住外国人への差別につながっている。…日本政府はパレスチナと台湾の旅券は認めており、日本政府はこれらの政府と外交がないが、これら（パレスチナと台湾の旅券を所持する者）は出国前の再入国許可取得を免除されている。日本に住むすべての人を平等に扱ってほしい」

7. 人種差別撤廃委員会による上記の勧告は、つまり、朝鮮民主主義人民共和国旅券を持つ在日朝鮮人などすべての永住外国人に平等に「みなし再入国許可制度」を適用することを求めるものである。

作成参加団体一覧

外国人人権法連絡会

在日韓国人問題研究所（RAIK）

在日本朝鮮人人権協会

部落解放同盟

かながわみんどうれん

兵庫在日外国人人権協会

移住者と連帯する全国ネットワーク

アジア・太平洋人権情報センター

沖縄国際人権法研究会

反差別国際運動（IMADR）

連絡先：反差別国際運動（IMADR）

〒104-0042 東京都中央区入船1-7-1
松本治一郎記念会館 6F

電話：03-6280-3101 Fax: 03-6280-3102

E-mail: imadr@imadr.org <https://www.imadr.net/>

配布：一般

2018 年 9 月 26 日

オリジナル：英語

人種差別撤廃委員会

日本の第 10・第 11 回合同定期報告書に関する総括所見¹

1. 委員会は単一の文書として提出された日本の第 10・第 11 回合同定期報告書(CERD/C/JPN/10-11)を、2018年8月16日と8月17日に開催されたその第2662回および第2663回会合(CERD/C/SR. 2662 and 2663)において検討した。委員会は、2018年8月28日に開催されたその第2676回会合(CERD/C/SR. 2676)において、本総括所見を採択した。

A. はじめに

2. 委員会は、締約国の第 10・第 11 回定期報告書の提出を歓迎する。
3. 委員会は、締約国の大代表団との率直で建設的な対話に感謝の意を表明する。委員会は、報告書の審査において提供された情報と、対話において提出された追加の書面による情報に対して代表団にお礼を述べたい。

B. 肯定的側面

4. 委員会は締約国による以下の立法上および政策上の措置を歓迎する。
 - (a) 2014 年の人身取引対策行動計画の採択と、人身取引対策推進会議の設置、
 - (b) 2015 年 12 月 25 日の第 4 次男女共同参画基本計画の採択、
 - (c) 2016 年 6 月の本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の採択、
 - (d) 2016 年 12 月の部落差別の解消の推進に関する法律の採択、
 - (e) 2017 年 11 月の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の採択。

C. 懸念と勧告

前回の総括所見

5. 委員会は前回の総括所見(CERD/C/JPN/CO/7-9)からのいくつかの勧告が実施されないままであることを懸念する。
6. 委員会は締約国が今回および前回の総括所見に含まれる勧告の実施を確保するよう勧告する。

¹ 委員会が第 96 会期(2018 年 8 月 6—30 日)において採択した。

人種差別に関する法的枠組み

7. 委員会は、前回の勧告（*ibid.*, paras 7-8）にもかかわらず、憲法の人種差別の定義が未だ条約第1条と一致していないこと、そして、締約国内に人種差別を禁止する包括的な法律が何もないことを遺憾に思う（条約第1条、2条）。

8. 委員会は、締約国がその人種差別の定義を条約第1条第1項と一致させ、民族的もしくは種族的出身、皮膚の色および世系という事由を含めることを確保するよう求めた前回の勧告を再度表明する。委員会はまた、締約国は条約第1条および第2条に沿って、直接的および間接的な人種差別を禁止する具体的で包括的な法律を探査するよう促す。

国内人権機関

9. 委員会は、人権委員会設置法案の採択のプロセスが2012年に中断され、それ以降、国内人権機関の設置において何も進展がなされなかつたことを懸念する。

10. 締約国が2017年普遍的定期的審査において、国内人権機関の設置に向けた取り組みを加速化させるという勧告のフォローアップを受け入れたことに留意し、委員会は、締約国が人権の促進及び保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）に従って、人権を促進し、かつ保護するという広範な権限をもつ国内人権機関を設置するよう勧告する。

第4条に対する留保

11. 委員会は、締約国が第4条(a)項および(b)項に対する留保を維持し続けており、そのことが条約の全面的実施に影響を及ぼしかねないことを遺憾に思う（第4条）。

12. 表現の自由への正当な権利を保護しつつ人種主義的ヘイトスピーチと効果的に闘うための多様な措置の概要を述べている、人種主義的ヘイトスピーチと闘う一般的勧告35（2013年）を想起し、委員会は、締約国が条約第4条に対する留保を撤回する可能性を検討し、この留保の正確な効果に関して委員会に情報を提供するよう勧告する。

ヘイトスピーチとヘイトクライム

13. 委員会は、2016年6月の本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（「ヘイトスピーチ解消法」）の採択を含む、締約国がとったヘイトスピーチに対処する措置を歓迎する。しかしながら、委員会は以下について依然として懸念する。

- (a) 法律の適用範囲はあまりにも狭く、“日本に適法に居住する”人びとに向けたヘイトスピーチに限定されており、締約国の民族的マイノリティには非常に限定された救済措置しか提供できていないこと、
- (b) 法律通過の後でさえ、締約国において、特にデモ参加者が在日コリアンなどの民族的マイノリティ集団に対する暴力的なヘイトスピーチを使う集会などにおいて、ヘイトスピーチと暴力の扇動は続いていること、

- (c) インターネットとメディアを通じたヘイトスピーチ、ならびに公人によるヘイトスピーチと差別的発言の使用が続いていること、ならびに
- (d) そのようなヘイトクライムは常には捜査・訴追されず、公人および私人は人種主義的ヘイトスピーチとヘイトクライムへの責任を負わないままであること（第4条）。

14. 委員会は、前回の勧告(CERD/C/JPN/C0/7-9、para. 11)を再度表明し、その一般的勧告35(2013年)を想起し、締約国に以下を勧告する。

- (a) ヘイトスピーチ解消法を、適切な保護範囲をもつものとし、あらゆる人に対するヘイトスピーチを対象に含め、民族的マイノリティに属する人に十分な救済を提供することを確保するよう改正すること、
- (b) 法的枠組みと被害者の救済へのアクセスを強化するために、ヘイトスピーチ解消法で対象とされていないヘイトクライムを含む人種差別の禁止に関する包括的な法律を採択すること、
- (c) 表現と集会の自由に十分に考慮しつつ、集会中に行われるヘイトスピーチおよび暴力の扇動の使用を禁止すること、ならびに加害者に制裁を科すことを確保すること、
- (d) 自主規制的な機構の設置を含む、インターネット上およびメディアにおけるヘイトスピーチと闘うための効果的措置をとること、
- (e) 次回の定期報告書において、メディアにおいて広がっている人種差別および人種主義的暴力への扇動の防止に関する放送法などの措置の実施および効果について、詳細な情報を提供すること、
- (f) 警察官、検察官および裁判官を含む法執行官に対して、とりわけ、かかる犯罪の背景にある人種的動機を特定し、苦情を登録し、ならびに事件を捜査および訴追するための適切な方法を含む、ヘイトクライムとヘイトスピーチ解消法に関する研修プログラムを実施すること、
- (g) 政治家およびメディア関係者を含む、私人あるいは公人によるヘイトクライム、人種主義的ヘイトスピーチおよび憎悪の扇動を調査し、適切な制裁を科すこと、
- (h) 被害者の民族的出身および民族別に細分化した捜査、訴追および有罪判決に関する統計を次回の定期報告書で提供すること、
- (i) 具体的目標と措置および適切なモニター活動を備えた、ヘイトクライム、ヘイトスピーチおよび暴力の扇動を撤廃する行動計画を制定すること、
- (j) 特にジャーナリストおよび公人の役割と責任に焦点を絞りながら、偏見の根本的原因に取り組み、寛容と多様性の尊重を促進する啓発キャンペーンを実施すること。

アイヌの人びとの状況

15. 委員会は、締約国によるアイヌの人びとの権利を保護し、かつ促進するための最近の取り組みに留意しつつ、以下の点について懸念する。

- (a) 雇用、教育および公共サービスへのアクセスにおけるアイヌに対する差別の事案が引き続き報告されており、一部の改善にもかかわらず、アイヌの生活水準と北海道のその他の住民のそれとの間に格差が依然として残っていること、
- (b) アイヌの言語と文化を保存するためにいくつかの取り組みが行われているが、アイヌの人びとの土地と自然資源への権利、ならびに言語的および文化的遺産が十分に保護されていないこと、
- (c) 諮問諸機関におけるアイヌの割合は依然として低く、アイヌ政策推進会議委員のわずか三分の一だけがアイヌであること（第5条）。

16. 委員会は、先住民族の権利に関する一般的勧告23(1997年)を想起し、締約国に以下を勧告する。

- (a) 雇用、教育、および公共サービスへのアクセスにおけるアイヌに対する差別を撤廃するために取り組みを強化すること、
- (b) 「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第三次）」などの現行の取り組みの実施および効果のモニタリングを確保すること、ならびに、次回の定期報告書においてアイヌの生活水準を改善するために取った本措置およびその他の措置に関する情報を提供すること、
- (c) アイヌの人びとの土地および自然資源への権利を保護するための措置を採択すること、ならびに、彼・彼女たちの文化および言語への権利を実現するための取り組みの強化を継続すること、
- (d) アイヌ政策推進会議およびその他の諮問機関におけるアイヌの代表の割合を増やすこと。

琉球・沖縄の人びとの状況

- 17. 委員会は、前回の勧告 (CERD/C/JPN/C0/7-9, para. 21) およびその他の人権メカニズムからの勧告にもかかわらず、琉球・沖縄の人びとが先住民族として認識されていないことを懸念する。委員会はまた、沖縄本島におけるアメリカ合衆国の軍事基地の存在による、沖縄の女性に対する暴力の報告について、および報告されているところによれば、民間人の居住地域を巻き込んだ軍用機の事故に関連して琉球・沖縄の人びとが直面している課題について懸念する。(第 5 条)
- 18. 委員会は、締約国が琉球の人びとを先住民族として認識することに関して、その立場を再検討すること、および彼・彼女たちの権利を保護するための措置を強化するよう勧告する。委員会は、締約国が、琉球・沖縄の女性を暴力から保護すること、ならびに彼女らに対する暴力の加害者の適切な訴追と有罪判決を確保することを含む、琉球・沖縄の人びとの適切な安全と保護を確保するよう勧告する。

部落民の状況

- 19. 委員会は、2016 年の部落差別の解消の推進に関する法律の採択を歓迎する一方、部落民の定義が、この法律にも、他のいずれにも存在しないことを遺憾に思う。委員会は、雇用、住宅および結婚において部落に対する差別が継続していることを懸念する。委員会はまた、部落民に関する戸籍データおよび情報への違法なアクセスおよびインターネット上の公表が、彼・彼女たちをさらなる差別にさらすおそれがあることを懸念する。委員会はさらに、部落差別解消推進法の実施のために割り当てられる資源に関する情報が欠如していることを懸念する。(第 5 条)
- 20. 条約第 1 条第 1 項の文脈における世系) に関するその一般的勧告 29 (2002 年) に留意し、委員会は、締約国に以下を勧告する。
 - (a) 部落の人びとと協議し、部落民の明確な定義を採択すること、
 - (b) 部落民に対する差別を世系に基づく差別と認めること、
 - (c) 締約国の次回定期報告書において、部落差別解消推進法を実施するためにとられた措置、およびその影響について、さらなる情報を提供すること、
 - (d) 雇用、住宅および結婚における部落の人びとに対する差別を撤廃する努力を強化すること、
 - (e) 2002 年の同和対策に関する特別措置立法の失効以後、部落民の社会経済的状況を改善するために取られた措置について、情報を提供すること、
 - (f) その権利に影響を及ぼすあらゆる政策および措置について、部落の人びととの協議を行うことを確保すること、
 - (g) 部落民の戸籍データを機密扱いとし、戸籍データの濫用事案を捜査し、および訴追すること、な

らびに加害者に制裁を科すこと、

(h) 部落差別解消推進法の実施について、十分な予算を提供すること。

在日コリアンの状況

21. 委員会は、日本に何世代にも渡って居住する在日コリアンが外国籍者のままであり、地方選挙において選挙権を有していないこと、および、公権力の行使または公の意思形成の参画にたずさわる国家公務員に就任できないことを懸念する。委員会はまた、特定の朝鮮学校が高校就学支援金制度の支援を受けていないと報告されていることにも懸念する。委員会はさらに、多くのコリアン女性が国籍とジェンダーに基づく複合的および交差的形態の差別に苦しみ、子どもたちに対するヘイトスピーチを理由とする不安に苦しんでいると報告されていることに懸念する。

22. 市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30 (2004 年)に留意し、委員会は、締約国に対し、日本に数世代に渡り居住する在日コリアンが地方選挙において選挙権が認められるよう確保すること、および、公権力の行使または公の意思形成の参画にたずさわる国家公務員に就任できるよう確保することを勧告する。また、委員会は、コリアンの生徒たちが差別なく平等な教育機会を持つことを確保するために、高校就学支援金制度の支援金支給に関して朝鮮学校が差別されないことを締約国が確保するという前回の勧告 (CERD/C/JPN/CO/7-9, para. 19) を再度表明する。委員会は、コリアンの女性と子どもたちが複合的形態の差別とヘイトスピーチから保護されることを確保するよう締約国が努めることを勧告する。

ムスリムに対するプロファイリングと監視

23. 委員会は、法執行官による外国出身のムスリムに対する民族的または民族・宗教的プロファイリングと監視の継続が報告されていることに懸念する（第 5 条）。

24. 刑事司法制度の運営および機能における人種差別の防止に関する一般的勧告 31 (2005 年) に留意し、委員会は、締約国が警察による外国出身のムスリムに対する民族的または民族・宗教的プロファイリングおよび監視を終結させ、プロファイリングと集団監視に関するすべての申し立てに対して徹底的に公正な調査を行い、責任ある人物の責任を追及し、再発防止の保障を含む効果的な救済措置を提供するよう勧告する。

女性に対する交差的な形態の差別と暴力

25. 委員会は、民族的出身、民族性およびジェンダーに基づく外国人、先住民族およびマイノリティ女性に対する交差的な形態の差別が報告されていること、そして、彼女たちが貧困を克服しようとするなかで、また教育、医療および雇用へのアクセスにおいて、様々な個別の障害に直面していることに引き続き懸念する。彼女たちは、彼女たちおよび家族に対するスティグマやヘイトスピーチのために、しばしば不安と精神的苦痛に見舞われる。委員会はまた、外国人、先住民族およびマイノリティ女性に対する暴力が継続的に報告されていること、第四次男女共同参画基本計画（2015 年）に基づくものを含む、これらの女性への暴力に対処するために取られた措置に関する情報の欠如、そして、そのような暴力の加害者の捜査、訴追および有罪判決に関するデータの欠如について懸念する。さらに委員会は、出入国

管理及び難民認定法第 22 条の 4 が、夫によるドメスティック・バイオレンスの被害者である外国人女性が、在留資格が取り消されることを恐れ、虐待的な関係から離れて支援を求めるふれを妨げるおそれがあるという前回の懸念 (*ibid.*, para. 17) を再度表明する。

26. 人種差別のジェンダーに関する側面に関するその一般的勧告 25 (2000 年)、および市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30 (2004 年) を想起し、委員会は締約国に対し以下の通り勧告する。

(a) 交差的な形態の差別に苦しむ女性たちに熱心に注意を向けることを確保し、これらの女性たちが直面する個別の諸課題をよく理解して対処できるよう、関連する統計を収集すること、

(b) 外国人、先住民族およびマイノリティ女性が、特に彼女たちの状況に影響を及ぼす場合において、意思決定のプロセスに参加する権利と機会を有するよう確保すること、

(c) 外国人、マイノリティおよび先住民族の女性に対する暴力を防ぐために、そうした暴力の加害者の適切な事件受理、捜査、訴追および有罪判決などを含む、遅滞のない措置をとること。委員会は、外国人、マイノリティおよび先住民族の女性に対する暴力を防ぐために、第四次男女共同参画基本計画 (2015 年) に基づく具体的な措置に関する情報、ならびに被害者の民族別に細分化した、告訴・告発件数、ならびに捜査、訴追および有罪判決の件数を含む、告訴・告発された女性に対する暴力犯罪に関するデータを、次回の定期報告書に含めるよう要請する。締約国はまた、在留資格の喪失することや退去させられることを恐れて、外国人女性が虐待的な関係に留まらざるをえないという効果を有することのないよう、その法律を改正すべきである。

慰安婦

27. 2015 年の大韓民国との最近の合意を含む、「慰安婦」問題を解決する努力に関して締約国が提供した情報に留意する一方で、委員会は、これらの努力が十分な被害者中心のアプローチをとっていないこと、存命の慰安婦は適切に相談を受けていないこと、そして、第二次世界大戦以前および大戦中に、日本軍によってこれらの女性になされた人権侵害についてこの解決は明白な責任を規定していないことが報告されていることに懸念する。委員会はまた、慰安婦に関する政府の責任を矮小化する一部の公人の発言と、こうした発言がサバイバーに与える潜在的な否定的影響を懸念する。

28. 委員会は、締約国が、被害者中心アプローチを伴い、あらゆる国籍の慰安婦を包摂し、これらの女性たちに対する人権侵害において締約国が果たした役割について責任を受け入れた、慰安婦問題の永続的な解決を確保するよう勧告する。委員会は、次回の定期報告書において、生存する慰安婦とその家族に対応する十分な施策を含む、慰安婦問題の解決を達成するための努力について詳細な情報を要請する。

移住者の状況

29. 委員会は、移住者および締約国で生まれ、育ち、教育を受けたその子孫が、住居、教育、医療および雇用の機会への制限されたアクセスを含む、染みついた社会的差別にいまだ直面していることが、引き続き報告されていることに懸念する。

30. 委員会は、締約国が移住者に対する社会的差別の根本的原因を解決する措置をとり、住宅、教育、医療および雇用の機会への平等なアクセスを差別なく保障する措置をとるよう勧告する。

外国人技能実習制度

31. 委員会は、2017年11月の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行、および技能実習制度を改定するための措置を歓迎する一方、それでもなお、政府の監督が不十分であり、法律の実施と影響に関する情報が不足していることを懸念する。
32. 委員会は、締約国に対し、技能実習制度が、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の遵守を確保するために適切に規制され、政府によって監視されるよう確保することを勧告する。委員会は、次回の定期報告書において、この法律の実施と影響に関する情報を要請する。

市民でない者の状況

33. 委員会は、以下の点について懸念する。
 - (a) 報告されているところによれば、市民でない者が、外国籍者であるということを理由に、住宅及び雇用を拒否されていること、
 - (b) 報告されているところによれば、外国人風の容貌を有する個人が、ホテル及びレストランなど、通常は一般に提供している民間所有の一部の施設の立ち入りおよびサービスが、「Japanese only」（外国人お断り）という標識の掲示などを通じて拒否されていること、
 - (c) 市民でない者、とりわけ在日コリアンが、年齢要件を理由として、依然として国民年金制度から排除されていること、
 - (d) 締約国が、依然として、障害基礎年金の受給資格を市民でない者に付与するように立法を改正していないこと、
 - (e) 市民でない者、ならびに長期在留外国人およびその子孫が、日本国籍を有していないということを理由に、公権力の行使または公の意思形成の参画にたずさわる公務員の地位から依然として排除されていること、
 - (f) 他の永住外国人にはそのような許可は不要である一方、一部の永住外国人はたとえ一日でも出国する場合、出国前に日本への再入国許可を得なければならないこと。
34. 委員会の一般的勧告30に留意し、委員会は、締約国が以下を行うよう勧告する。
 - (a) 差別なしに、市民でない者および外国籍者に対する住居および雇用へのアクセスを確保すること、
 - (b) ホテルおよびレストランといった、民間所有の施設によって行われる、外国人であること、または外国人風の容貌を有することを根拠として、それらの者に対し一般に利用可能なサービスを排除するという差別的標識の掲示および慣行を禁止する立法を制定し、実施すること、
 - (c) 市民でない者が国民年金制度に包摶されるよう確保すること、
 - (d) 市民でない者に障害基礎年金の受給資格を認めるよう立法を改正すること、
 - (e) 市民でない者、特に長期在留外国人およびその子孫もまた、公権力の行使または公の意思形成の参画にたずさわる公務員の地位にアクセスできるようにすること、
 - (f) 他の永住外国人と同じ方法で日本を出入国できるよう、一部の永住外国人に対する出国前の許可要件を撤廃すること、
 - (g) 無国籍者の地位に関する条約、および無国籍者の削減に関する条約を批准すること。

難民および庇護申請者

35. 委員会は、報告されている締約国の極めて低い難民認定率（11,000 件の申請のうち 19 件）に懸念を表明する。また、庇護申請者の収容に期限を設けることなく無期限収容していることについても懸念する。さらに委員会は、難民の地位の申請者が通常は仕事もできず、社会福祉も受けられず、過密状態の政府のシェルターに委ねられたり、あるいは虐待や労働搾取を受けやすい環境に置かれていることについて懸念する。

36. 難民および避難民に関する、条約第 5 条についての一般的勧告 22 (1996 年) を想起し、委員会は、すべての庇護の地位の申請が十分に考慮されるよう、締約国が確保することを勧告する。委員会はまた、締約国が入管収容について最長期限を設けることを勧告するとともに、庇護申請者の収容が最後の手段として可能な限り最短の期間で用いられるべきであり、収容の代替措置を優先する努力がなされるべきであるとする前回の勧告 (CERD/C/JPN/CO/7-9, para. 23) を再度表明する。委員会は、締約国が庇護申請者に対し、その申請を提出してから 6 か月を経過した後には、就労を許可するよう勧告する。

人身取引

37. 締約国が提出した、2014 年の人身取引対策行動計画の改訂を含む、人身取引に対処する努力に関する情報に留意する一方、委員会は、マイノリティ女性および少女が、依然として締約国における人身取引の被害、特に性的搾取を被っているとする報告に懸念する。委員会はまた、締約国が人身取引を犯罪化する特定の法律を採択していないこと、ならびに逮捕数および有罪判決数が少ないことを懸念する。

38. 委員会は、締約国が人身取引と闘う努力を強化することを勧告する。また、締約国が人身取引を犯罪化する特定の法律を採択すること、ならびに加害者を徹底的に捜査し、訴追し、かつ処罰するよう確保することを勧告する。委員会は、締約国に対し、人身取引の防止、特にマイノリティ女性および少女の人身取引の防止における、人身取引対策行動計画の効果に関する情報を提供すること、ならびに被害者の国籍によって細分化した、人身取引の加害者に対する捜査、訴追および有罪判決の数に関するデータを提供するよう要請する。

D. その他の勧告

他の文書の批准

39. あらゆる人権の不可分性に留意して、委員会は、締約国に対し、未だに批准していない国際人権文書、特に拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約選択議定書、死刑の廃止を目的とする市民的及び政治的権利に関する国際規約第 2 選択議定書、すべての移住労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する国際条約、雇用及び職業に関する差別に関する国際労働機関 (ILO) 第 111 号条約 (1958 年)、ならびに独立国における先住民族及び種族民に関する ILO 第 169 号条約 (1989 年) を含む、人種差別の被害を被っているコミュニティに直接的な関連性を持つ規定を有する諸条約の批准を検討するよう求める。

ダーバン宣言および行動計画のフォローアップ

40. ダーバンレビュー会議のフォローアップに関するその一般的勧告 33 (2009 年) に照らして、委員会は、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘う世界会議 (2001 年) において採択されたダーバン宣言および行動計画に対し、2009 年 4 月に開催されたダーバンレビュー会議の成果文書を考慮に入れて、締約国が効果を持たせるようにすることを勧告し、ならびに締約国に対し、この点に関しする情報を、次の定期報告書に含めるよう要請する。

アフリカ系の人びとのための国際の 10 年

41. 総会決議 68/237 に照らして、委員会は、締約国が次回定期報告書において、アフリカ系の人びとのための国際の 10 年の枠組みにおいて採択した具体的措置に関して、アフリカ系の人びとに対する人種差別に関する委員会の一般的勧告 34 (2011 年) を考慮に入れて、正確な情報を含めるよう勧告する。

市民社会との協議

42. 委員会は、締約国が、次回定期報告書の作成において、かつ本総括所見に対するフォローアップにおいて、人権の保護に携わる市民社会組織、特に人種差別と闘うために取り組んでいる組織と継続して協議し、かつその対話を促進することを勧告する。

条約第 14 条に基づく宣言

43. 委員会は、条約第 14 条に規定される、個人通報を受理しあつ検討する委員会の権限を認める選択宣言をおこなうよう、締約国に奨励する。

条約第 8 条に対する改正

44. 委員会は、第 14 回条約締約国会合において、1992 年 1 月 15 日に採択され、総会がその決議 47/111 で支持した条約第 8 条第 6 項の改正を、締約国が批准するよう勧告する。

共通コア文書

45. 委員会は、締約国に対し、2012 年に発出したそのコア文書 (HRI/CORE/JPN/2012) に代えて、2006 年 6 月に開催された第 5 回人権条約機関の委員会間会合で採択された国際人権諸条約に基づく報告に関する調和的ガイドライン、特に共通コア文書に関するそれ (HRI/GEN/2/Rev. 6, chap. I) にしたがって、共通コア文書を提出するよう奨励する。総会決議 68/268 に照らして、委員会は、締約国に対し、かかる文書について 42,400 語の制限を遵守するよう求める。

本総括所見のフォローアップ

46. 条約第 9 条第 1 項およびその手続規則第 65 条にしたがって、委員会は、締約国に対し、この総括

所見採択後 1 年以内に、上記パラグラフ 10 および 32 に含まれる勧告の実施に関する情報を提供するよう要請する。

特に重要なパラグラフ

47. 委員会は、上記パラグラフ 14、22、および 34 に含まれる勧告の特別の重要性について、締約国の注意を促すことを希望し、これらの勧告を実施するために取られた具体的措置について、次回定期報告書において詳細な情報を提供するよう、締約国に要請する。

情報の普及

48. 委員会は、その提出の時点で、締約国の報告書がすでに公に入手可能かつアクセス可能な状態にされていること、およびそれらの報告書に関する委員会の総括所見が、公用語で、および適切な場合には、他の共通に使用される言語で、同様に公表されるようにするよう勧告する。

次回定期報告書の作成

49. 委員会は、第 71 会期で委員会が採択した報告ガイドライン(CERD/C/2007/1)を考慮に入れて、かつ本総括所見で提起したすべての点に対処して、締約国が、2023 年 1 月 14 日までに、第 12 回ないし第 14 回合同定期報告書を单一の文書として提出するよう勧告する。総会決議 68/268 に照らして、委員会は、締約国に対し、定期報告書について 21,200 語の制限を遵守するよう求める。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

翻訳：人種差別撤廃 NGO ネットワーク (ERD ネット)